

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	障がい児通所給付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美馬市は、障がい児通所給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

美馬市長

公表日

平成27年9月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障がい児通所給付に関する事務
②事務の概要	<p>「児童福祉法」により、保護者及び対象障がい児に対し障がい児通所給付費等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ol style="list-style-type: none">障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障がい児相談支援給付費、特例障がい児相談支援給付費、高額障がい児通所給付費及び多子軽減措置、障がい福祉サービスの措置 <ol style="list-style-type: none">①障害者手帳の確認(手帳を取得していない場合、中央こども女性相談センター、保健センター等へ意見書の作成を依頼)②住民票情報の確認③世帯の市町村民税の所得・課税状況の確認④他法利用状況等の確認(自立支援給付、生活保護、医療保険)⑤給付費等の支給決定等(サービスの決定、利用者負担額の決定、受給者証等の交付)⑥給付費及び医療費等の請求の審査・支払い事務⑦死亡、転出等による世帯情報の変更の確認⑧情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。 <ol style="list-style-type: none">2. 障害者総合支援給付支払等業務 <ol style="list-style-type: none">①サービス事業所等から、請求書、請求明細書等の請求情報等を受領し、事業所、市、サービス種類、受給者資格等に関するチェックを行う。②サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限月額が正しく管理されていることの確認等を行う。③請求明細書とサービス提供実績記録票との突合等による妥当性等の確認を行う。④これらの確認結果により、当該請求書を「支払」、「返戻」のいずれかに決定を行う。⑤事業所等への給付費等の支払を行う。⑥高額障害福祉サービス等給付費等の事務に個人番号を利用し、当市の障害福祉サービス・障害児(通所・入所)支援・補装具など複数サービスや、障害福祉サービスと介護保険サービスの給付情報に関する名寄せを、より正確に行う。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 総合福祉システム2. 中間サーバー3. 団体内統合宛名システム4. 住民基本台帳ネットワークシステム5. 伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい児通所給付関係ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 項番8
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番16、56の2、116 【別表第二における情報照会の根拠】項番10、11、12、16 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】第12条 【情報照会の根拠】第9条、第10条、第12条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市保険福祉部長寿・障がい福祉課
②所属長	長寿・障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市保険福祉部長寿・障がい福祉課障がい福祉担当 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5614

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月3日	特定個人番号ファイルの取り扱い事務(②事務の概要)	<p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障がい児相談支援給付費、特例障がい児相談支援給付費、高額障がい児通所給付費及び多子軽減措置、障がい福祉サービスの措置</p> <p>①障害者手帳の確認(手帳を取得していない場合、中央こども女性相談センター、保健センター等へ意見書の作成を依頼)</p> <p>②住民票情報の確認</p> <p>③世帯の市町村民税の所得・課税状況の確認</p> <p>④他法利用状況等の確認(自立支援給付、生活保護、医療保険)</p> <p>⑤給付費等の支給決定等(サービスの決定、利用者負担額の決定、受給者証等の交付)</p> <p>⑥給付費及び医療費等の請求の審査・支払い事務</p> <p>⑦死亡、転出等による世帯情報の変更の確認</p>	<p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>1. 障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障がい児相談支援給付費、特例障がい児相談支援給付費、高額障がい児通所給付費及び多子軽減措置、障がい福祉サービスの措置</p> <p>①～⑦変更なしのため、省略</p> <p>⑧情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p> <p>2. 障害者総合支援給付支払等業務</p> <p>①サービス事業所等から、請求書、請求明細書等の請求情報等を受領し、事業所、市、サービス種類、受給者資格等に関するチェックを行う。</p> <p>②サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限月額が正しく管理されていることの確認等を行う。</p> <p>③請求明細書とサービス提供実績記録票との突合等による妥当性等の確認を行う。</p> <p>④これらの確認結果により、当該請求書を「支払」、「返戻」のいずれかに決定を行う。</p> <p>⑤事業所等への給付費等の支払を行う。</p> <p>⑥高額障害福祉サービス等給付費等の事務に個人番号を利用し、当市の障害福祉サービス・障害児(通所・入所)支援・補装具など複数サービスや、障害福祉サービスと介護保険サービスの給付情報に関する名寄せを、より正確に行う。</p>	事前	国保連合会の新システム(伝送通信ソフト)導入により、データ連携を行う必要が生じたため。
平成29年3月3日	特定個人番号ファイルの取り扱い事務(③システムの名称)	<p>1. 総合福祉システム</p> <p>2. 中間サーバー</p> <p>3. 団体内統合宛名システム</p> <p>4. 住民基本台帳ネットワークシステム</p>	<p>1. 総合福祉システム</p> <p>2. 中間サーバー</p> <p>3. 団体内統合宛名システム</p> <p>4. 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>5. 伝送通信ソフト</p>	事前	国保連合会の新システム(伝送通信ソフト)導入により、データ連携を行う必要が生じたため。